

「エコマーク商品ユーザーロゴ」使用に関する規定

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク認定商品を自ら使用していることを PR したい場合、事前にエコマーク事務局に届け出を行うことにより、以下の「エコマーク商品ユーザーロゴ（以下、ユーザーロゴ）」を使用できます。ただし、販売目的での使用は除きます。



1. 使用対象者と表示対象物

ユーザーロゴ使用は、以下に掲げる(1)の使用対象者と(2)の表示対象物に限り行うことができます。

- (1)使用対象者は 個人、法人、公共団体（法人、団体などの形態やエコマーク認定取得の有無は問いません）などとしします。
- (2)表示対象物は使用対象者が自ら使用する印刷物（CSR報告書や教科書など）やウェブサイト等の本文、ポスターや看板等の掲示物、またはエコマーク認定対象外の物品などとしします。

2. 使用条件

- 「ユーザーロゴ」は、以下の文言をマーク近傍に付すことを条件とします。認定商品を使用している行為・対象物が明確になるように表示して下さい。
「〇〇（認定商品を使用する主体、設備など）はエコマーク認定の△△を使用しています」（相当する文言でも可）
- 認定商品の使用範囲が行為・対象物の一部に限定される場合には、エコマーク認定商品の使用範囲が明確にわかるようにして下さい。
- 「ユーザーロゴ」使用者は、ロゴ使用の対象となるエコマーク認定商品が真正であることの確認を確実に行って下さい。エコマーク認定商品の商品ブランド名・認定番号・使用契約者名はエコマークウェブサイト（<https://www.ecomark.jp/search/search.php>）で最新の情報が確認できます。

例 1) 制服・作業服（エコマーク認定商品）を自社で使用していることを PR する場合



(株)エコプラスは、環境に配慮して
エコマーク認定の制服「エコー
マル」(JEA 商事)を使用しています

例 2) 生分解性潤滑油（エコマーク認定商品）を工作機械に使用する場合



この工作機械は、環境に配慮して
エコマーク認定の生分解性潤滑油
を使用しています

例 3) 損害保険（エコマーク認定サービス）に自社の社用車が加入している場合



当社はエコ安全ドライブ・事故を減らす取組・
約款ペーパーレスなどに賛同し、全ての社用車が
エコマーク認定の損害保険に加入しています

例 4) まほうびん（エコマーク認定商品）を団体で使用していることを PR する場合



私たち〇△サークルでは、部員みんながエコマ
ーク認定のマイボトルを使って、容器ごみの削
減と省エネルギーに取り組んでいます！

例 5) 駅ホームで点字ブロック（エコマーク認定商品）を使用していることを PR する場合



当駅ホームの視覚障害者誘導ブロックはエコ
マーク認定商品です。原料に再生材料を 50%
以上使用しています。

例 6) 廃食用油再生せっけん（エコマーク認定商品）をエコマークホテルのバックヤードで使用していることを PR する場合



当ホテルでは、調理から出た廃食用油をせっけんに再生して従業員が使用しています。

せっけんは原料油脂に廃食用油を 50%以上使用したエコマーク認定商品「エコマール」(JEA 油脂製)です。

3. 使用手続き

- ・ 「ユーザーロゴ」の使用を希望される場合には、所定の申込書にマーク使用方法（イメージ図）などの資料を添えて、エコマーク事務局宛てにお申し込み下さい（郵送、FAX またはメール）。申込受理から結果通知までは約 1 週間程度です。結果は申込書に記載のアドレス宛にメールにて個別に通知します。使用期間に定めはありません。また、本規定によるユーザーロゴ使用料は無料です。
- ・ 誤表示や不適正使用の事実が判明した場合には、ユーザーロゴ使用を停止します。

4. ユーザーロゴ使用に関わる権利

エコマークのユーザーロゴ使用に関する一切の権利は、公益財団法人日本環境協会に帰属します。